

令和3年度 西都市水道事業料金審議会及び西都市下水道事業等審議会議事録（第2回）

日 時 令和3年7月8日(木) 13時30分～15時30分

場 所 第1、2 議会委員会室

出席者 委員12名、事務局8名

◇審議内容

・議事

(1) 第1回審議会時の質疑について

事務局から回答および説明。

(2) 上水道等料金改定について

事務局から説明。

(3) 下水道等使用料改定について

事務局から説明。

(4) 質疑応答

次回審議会では答申を纏める旨、了承を得た。

◇審議

・議事

(1) 第1回審議会時の質疑について

事務局

配布資料に、県内9市及び児湯管内の上水道・下水道の改定時期、改定内容、改定率を記載させていただいております。県内9市の改定時期については、最近では延岡市が令和元年、児湯管内では一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団が平成13年、木城町が令和2年に改定しています。その一方で、長いところでは30年以上改定がないところもございます。各市町村、上水道・下水道別々に審議会を開催し、料金を改定しているのが現状です。

続きまして、漏水量とそれを金額換算すると如何ほどになるのかというご質問をいただきました。年間総配水量として、左から平成30年度、令和元年度、令和2年度の水量を載せております。ここでは令和2年度を例にとって説明させていただきますが、まず年間総配水量が令和2年度で3,339,919^m³、その横の有効水量の内の有収水量、料金徴収の対象となった水量ですが2,855,790^m³、その横の無収水量は、管路の洗浄や消防用水として料金徴収しない水量ですが、令和2年度で4,643

m³となっております。年間総配水量と有効水量の差が、無効水量ということで漏水等の水量となり、令和2年度で479,486m³になります。金額換算につきましては色々な考え方ができると思うんですが、単純に今の料金体系であります従量料金140円/m³を先ほどの水量に掛けますと、令和2年度で67,128千円となります。ただ、もし漏水が無ければこの60,000千円くらいの金額が全て収入として増えるかと言いますと、そうではありません。漏水分の電気代、動力費、薬品費等変動費が余分に掛かったものとして金額換算しますと、その変動費の単価が令和元年度決算で1m³あたり13.9円。単純にこれを掛けて金額換算しますと、6,665千円という金額になります。以上が漏水量と金額換算したときの数字になります。それから、この同じ表の下の方ですが、下水道全体計画区域からの削除面積についてご質問いただいております、前回の会議で島内地区につきましては80ha、杉安・下水流・寺原地区について全体で75haと申し上げましたが、ここが60haの間違いでしたので今回ここで訂正させていただきたいと思っております。前회のご質問に対する回答は以上になります。

委員

年間総配水量と有効水量がありますが、令和2年度と比較しますと有収率が85.5%ぐらいになると思っております。令和元年度で85.48%、それから平成30年度で85.83%、大体85%台で推移しているのかなと、この資料を見て感じました。そして事務局の方から説明がありましたが、無効水量が令和2年度で言いますと479,486m³程ある。そして、全てが漏水量かどうか別として、これを金額換算すると年間67,128千円になる。もう一つの変動費の単価でみますと6,665千円の減収になるようです。

前回審議会で申し上げたのですが、近所で漏水が発生した際に、業者が工事に入るまでに20日間くらいそのままの状態では放置されておりました。当然担当課とすれば業者の方に委託されるが、工事が始まらない時は現場に指導にいかれるべきだと思うんです。20日間程、流しっぱなしの現場を実際に見ていますので無駄だと感じておりました。地区の方も、これはちょっとマズイよと言われておりましたので、あえて前回そういう発言をさせていただきました。

今回の審議会を迎える前に、市役所の情報コーナーで、過去の議会の会議録を閲覧させていただきましたが、以前から議員の方もずっとこの漏水対策については質疑をされております。職員の方が漏水箇所の調査をされることもあるとは思いますが、中々手が回らないという実態だと思っております。業者の方に委託をして、市内全域を単年度でやる

というのは財政的に非常に厳しいものがあると思いますから、これを現実的に業者へ委託されながら漏水箇所の調査等をされる考えなり、計画はないのかお伺いしたいと思います。

事務局

漏水調査と対応につきましてですが、市民の皆様から道路上や宅内で、漏水が実際表面に出ているのを発見されて、通報いただき対応するというケースはもちろんです。職員の方で毎日朝一で夜間の配水量のチェックを行っております。そして、通常の配水量から著しく変化があった場合については、その水系のどこかで漏水が疑われるということで、調査に入ります。こういった調査をするかと言いますと、毎年漏水の調査専門業者に業務を委託しております。その業者の方で老朽管がある路線などを中心に計画的に調査をやっていただく部分と、毎日の配水量チェックで異常があるような路線については、その業者に委託をして詳細な調査に入って貰い、漏水箇所の特定を行っているところです。

委員

業者に委託して調査をされているということですが、年間の委託料は予算をどれくらい計上しているのでしょうか。

事務局

上水道で、約6,000千円だったと思います。銀鏡の簡易水道の方は約500千円で委託しております。

委員

年間約6,000千円くらいの委託料で、調査をしていただいている。その結果を踏まえた上で、令和2年度で479,486㎡が失った水量として理解してよいのでしょうか。

事務局

はい、現状そのような数字となっております。

委員

このような現実を踏まえた上で、担当課として有収率の向上に繋がるような取組みを行う考えはあるのでしょうか。

事務局

やはり過去の漏水が多かった箇所を中心に調査するとか、先ほどの日々の配水量の変化を見ながら、可能な限りエリアを絞って、漏水箇所を特定する、その精度をあげることに尽きるのかなと考えております。

委員 前回説明があったと思うんですが、下水道について、島内地区が外されているのはどういう経緯だったのかも一度教えていただけますか。住宅密集地ということもありますので、どうしてかなと思ひまして。

事務局 島内地区につきましては、平成25年に事業認可を受けまして下水道の整備に着手をしようとしたところ、その後地域の住民の皆様の方から下水道整備について色々ご意見を頂戴しまして、住民アンケート等を取りながら、事業を実施するかどうかについて検討を行いました。最終的には平成30年12月に、約7割の住民の方が整備を望まないというアンケートの結果を踏まえて、島内地区については整備を行わないという結論に至ったところであります。

委員 ありがとうございます。今後もその考えはないということですか。

事務局 そこで最終的な判断をしまして、令和2年度に下水道事業計画から島内地区を外すという手続きを取りましたので、島内地区はもう下水道整備をしないということになっております。

委員 先ほどの漏水の話に戻りますが、15%の漏水があるという話でしたが、西都が多いのでしょうか。他の市町村はどういう状況なのでしょう。もし10%改善できれば、10%料金収入が増えるわけですから、上げる必要も無くなるのでしょうか。それから、もし漏水が地面の下で起こっているとすれば、例えば道路の陥没などが起きてくる可能性がありますよね。そういった事例が起きたことはないのでしょうか。

事務局 1回目にお配りした資料の60ページをご覧くださいませでしょうか。60ページのA4の横書きの丸8番に有収率という表があります。有収率の表の右上にカッコ書きで89.8%という数字がありますけれども、これが令和元年度の全国平均値となっております。そして、右上の方にグラフの凡例と書いてありますが、類似団体の平均値で見ますと81.39%ということで類似自治体と比較しますと、西都市はいい数値となっております。

ただ、先ほど料金換算の時に申しあげましたように、漏水が無ければ60,000千円くらいの収入が増えるかということ、そういうことではありませんので、先ほど申しあげました変動費の分だけ、無駄が無くな

ることになります。もちろん、漏水を減らす努力はしていきたいと思いますが、現状そのような数値となっております。

道路陥没については、ここ数年で道路が陥没するような大きな漏水は把握しておりません。

委員

先ほど県内9市と児湯管内の改定状況に関する資料をいただきました。その中でそれぞれの市町村の状況を見ると、上水道と下水道を同時改定した例は殆どないんですね。ですが、西都市の場合は同時に改定するという事になった、その理由を伺いたと思います。上水道と下水道、それぞれ負担が伴いますので、一緒に上げるというのは好ましくないという視点もございます。ただ、色んな事情が重なって同時改定を提案されたんだろうと思います。そのあたりの考え方を聞かせていただきたいなと思います。

事務局

ご質問のありました上水道と下水道を同時改定している市町村が殆どない中で、西都市が同時改定を提案した理由ですが、今でこそ上下水道課という一つの課で管理をしておりますが、以前別々の課であったため、それぞれ改定をやっていたことも要因としてあるかと思えます。

また、上水道の方を料金を改定しないと、管路等の更新費用が賄えないというところが一番にあります。下水道料金の方についても長らく改定をしていない状況で、上水道料金と同じ利益率で計算していくと、相当な上げ幅になりますので、水道料金と併せて同じ改定率での値上げをしたいということで、今回同時に審議の方をお願いさせていただきました。

委員

以前、西都市は上水道を平成8年度、下水道を11年度にそれぞれ期間を空けて料金改定を行っております。ですので、今回は特別な理由があって、同時に値上げを提案されたのだらうと思いますが、やはり住民負担が伴いますし、コロナ過で事業者も経営が厳しい状況の中で市民に対して説明する時に、なぜ同時に料金を上げるのかという疑問は多数あると思うんです。その辺りの市の考え方をはっきりと答弁できるようにしていただきたいなと思います。

(2) 上水道等料金改定について

事務局

【上水道料金の改定について説明（資料22ページ～）】

(3) 下水道等使用料改定について

事務局

【下水道料金の改定について説明（資料68ページ～）】

(4) 質疑応答

委員

資料の79ページに公共下水道事業の現状ということで数字がありますが、79ページの中ほどに、「資本的収入額が資本的支出額に不足する額」ということで、大体250,000千円程度ずつ毎年不足するという計画になっています。それを補填する財源として損益勘定留保資金、これが220,000～230,000千円毎年補填するということになっています。この留保資金は毎年大体この程度は確保できると理解して良いでしょうか。

そして、この補填財源の4番で「その他」とありますが、大体30,000～40,000千円が毎年補填財源として計上されています。これはどういった内容のものなのでしょうか。

最後に、資本的収支の中で資本的支出の「1. 建設改良費」として、およそ2～4億円程度計上していますが、令和6年度の予測値を見ますと49,000千円程度と極端に額が少なくなっています。この要因・原因についてお伺いしたいと思います。

事務局

それではまず留保資金の件で、毎年その不足する分が確保できるのかというご質問ですが、資料の78ページの収益的支出（3）減価償却費というところをご覧ください。これが令和4年でいきますと402,087千円、こちらの方の減価償却費は現金支出を伴わないものを支出したという形で損益計算をしますので、この分が内部留保されています。それともう一つ、収益的収入のところの上の方になりますが「長期前受金戻入」というところがあると思います。こちらの令和4年度の金額が154,444千円。こちらの金額につきましては、償却される資産の取得をした時に、国庫補助金や県補助金などを受けていれば、減価償却費に合わせて収益化するというところになります。この減価償却費から長期前受金戻入を差し引いたものが、損益勘定留保資金ということで約250,000千円になろうかと思えます。

次に二番目のご質問の補填財源の「その他」につきましては、資本

的支出内の建設改良費で支出した金額の消費税分になります。

そして、令和6年度の建設改良費が前年度や他と比較して少なくなっている点につきましては、このあたりの建設改良費は下水処理場の改築更新に関する費用を充てているところです。なるべく毎年の事業費が平準化されるように、事業計画に基づいて事業費を算出していますが、改築更新をするのにあたって前年度に設計を行い、その翌年・あるいは翌々年実際に工事に入る流れになりますが、令和6年度についてはその工事が無くて設計だけということで、事業費が少なくなっています。

委員

最後に説明をされた令和6年度の49,000千円については、下水道処理場の改築工事の設計等の関係でこの金額に抑えられているということですが、下水道処理場の改築計画があるんですか。

事務局

処理場と管路が下水の処理施設としてありますが、管路の方は耐用年数約50年でまだ更新時期ではないんですが、下水処理場につきましては供用開始から約30年ということで電気と機械関係が、耐用年数大体10年～15年ですので、維持管理を行いながら延命化を図っているところです。しかし、既に耐用年数を超過し、全ての電気・機械について更新時期に入っておりまして、既に更新を行っております。ストックマネジメント計画に基づき、改築更新を順次行っておりまして、現在の計画でもこういった事業費で推移しています。

委員

上水道の施設更新に関してなんですが、老朽化対策・もしくは耐震化等について、どれくらいの進捗で、どういった計画を立てられているのか教えていただけないでしょうか。

事務局

水道施設の更新計画につきましては、アセットマネジメントを策定しております。それを参考に施設更新計画を平成30年度に策定しております。その計画では、施設の更新工事は10年間で約280,000千円程度の計画、管路につきましては10年間で約1,010,000千円の計画で行う予定となっております。

会長

資料も多いので、一度に全部を理解するのは難しいと思いますが、生活に密着する部分ですので、しっかり検討しなければなりません。事務局から説明がありましたように、事業計画で考えていけば、ある

程度は値上げもやむを得ない部分もあるのではないかと考えているところでは、他にご意見が無いようであれば、これで議論が出尽くしたという判断をさせていただいてもよろしいのでしょうか。

委員

事務局としては、上下水道ともに10%の引き上げを令和4年4月1日から施行ということで提案したい。ということになりますと、来年3月議会には提案をされて、条例改定等が出てくるということですよ。10%の引き上げが適当であるかどうか、財政計画等を見ながら判断していく必要があると思っています。冒頭で会長からの挨拶にもありましたが、これから人口減少がどうしても続いていく、当然利用料金もそれに伴って減収になっていく、それらを補填するためにはある程度の引き上げを考慮しなければいけないのかなど、色んな考え方が出てきますので、慎重に議論を進めていく必要があると思っています。

会長

ありがとうございました。それでは、色々ご意見をいただいたところでありますが、他にご意見がないということであれば今のことを踏まえまして、次回第3回目あたりで答申を纏めていきたいということで、よろしいでしょうか。

一同

はい。

◇次回開催日

令和3年8月4日（水）13時30分～ 第1、2議会委員会室